

「総合資源エネルギー調査会電源開発分科会第1回」議事録に見られる異様性

(知事が埋立を許可するに当り、その許可根拠がこの「電源開発組み入れ」であった。)

*【この審議会の性格について】

総合資源エネルギー調査会電源開発分科会第1回議事録 1 ページ

審議会・研究会

総合資源エネルギー調査会電源開発分科会第1回 議事録

この組み入れは、2005年2月に「重要電源開発地点の指定」に引き継がれる

【議事次第】

日時 平成13年5月16日(水) 午前10時～12時30分
場所 経済産業省第1特別会議室(経済産業省本館17階西6)

1. 開会
2. 資源エネルギー庁長官挨拶
3. 電源開発分科会長挨拶
4. 電源開発基本計画に新規に組み入れる地点の基本的考え方等について
5. 平成13年度電源開発基本計画(案)について(諮問)
6. 電源開発株式会社の平成13年度業務について(報告)
7. 平成13年度電力供給計画について(報告)
8. 今後のエネルギー政策の検討状況について(報告)
9. その他
10. 閉会

【出席者】

濃野分科会長、岩崎委員、小村委員、佐竹委員、関根委員、田中委員、松田委員、三好委員

(説明者) 杉山電源開発株式会社取締役社長

(事務局) 河野資源エネルギー庁長官、舟木電力基盤整備課長、中村原子力・安全保障院電力安全課長、中村電源立地対策室長、鈴木統括環境保全審査官、和田総合政策課企画官

【舟木電力基盤整備課長】 ただいまから、総合資源エネルギー調査会第1回電源開発分科会を開催いたします。私は、事務局を担当しております資源エネルギー庁電力基盤整備課長の舟木でございます。

開会に当たりまして、河野資源エネルギー庁長官からごあいさつを申し上げます。

【河野資源エネルギー庁長官】 皆様おはようございます。資源エネルギー庁長官の河野でございます。本日は皆様、大変御多忙の中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、この分科会の委員の就任の件につきましても御快諾をいただきまして、誠にありがとうございます。

総合資源エネルギー調査会の第1回電源開発分科会の開催ということでございますので、一言ごあいさつをさせていただきます。

御承知のように、この分科会の前身であります電源開発調整審議会の始まりは、実は約半世紀前にさかのぼるわけでございます。当時、終戦直後の慢性的な電力不足に対処するというので、早急に電源開発を行い、電力需給を改善するということを目的として制定されました電源開発促進法に基づきまして、内閣総理大臣の諮問機関として設置されたものでございます。以後、電源開発基本計画の調査審議を中心に、電源開発の促進に関します必要事項を調査審議していただいてまいりましたけれども、本年1月の電源開発促進法の改正・施行、これは行政改革と同時に行われたものでございますが、この審議会が廃止されまして、その役割を、委員に御就任をいただいております当分科会が担うことになったのでございます。

この分科会の前身「電源開発調整審議会」の説明をしている。

「電源開発調整審議会」は廃止されたけれども、この分科会がそれを引き継いで役割を担うことになったと言っている。

＊【組み入れを急がせる】

「1号の運転開始が24年度、2号機が27年度」とスケジュールを告げている。
(今の時期で組み入れていただきませんと・・・電力需要に支障が出る可能性・・・)

審議委員から「見切り発車的な印象」という発言があったこともわかる。

11 ページ

2009年度と言いますと21年度の運転開始の予定でございます。一方、上関は全くの新規の地点なものですから、準備等に時間がかかりまして、電源開発基本計画への組み入れは1年しか変わらないのですが、上関1号の運開予定が24年度、2号機が運開予定27年度ということになっているわけでございます。そういう点から勘案しまして、運開予定時期に合わせてスケジュールを組みますと、やはり、上関原子力発電所も今の時期で電源開発基本計画に組み入れていただきませんと、将来、電力需給に支障が出る可能性があるのではないかと我々は考えているところでございます。

それから、見切り発車的な印象のある中で、とおっしゃったことに関しまして、長官の申し上げましたとおりでございまして、第一次公開ヒアリングを地元で行いましたし、環境アセスメントを、環境影響評価法及び電気事業法に基づきまして、地元の御意見も聴きながら実施をしてきたりしているところでございます。反対派の方々の御意見等々も、我々、努めてお伺いするようにしております。ここ最近も、私や隣におります中村が、反対派の方々の御意見もお伺いしているところでございます。そういったことで、私共、引き続き、説明責任を果たすべく一生懸命やっていきたいと思いますが、そういう御事情を御理解いただければと思います。以上です。

知事は文書であちこちいろいろ問題があると書いている。それでも同意したと読めるのだと思う。

外から見ると、どうしても見切り発車的な印象は否めない。

10 ページ

【岩崎委員】 私も、安全だけではなくて安心というのは非常に重要だと思います。JCOの近いところに住んでいたので非常によくわかります。原子力に対して安全や安心という問題も勿論なのですが、お聞きしたいのは、昨年、島根3号を認めたばかりだと思うのですが、まだ1年も立たないうちに、同じ中国電力関係の原子力発電2基が上がってきたことです。電源開発基本計画から見れば、確かにこの計画が必要だと言うことだとは思いますが、もう少し納得のいく説明をお願いしたいと思います。それから、知事の文書はまだあちこちにいろいろ問題あるようなことを書いておりますが、それでも同意はしたと読めるんだと思いますけれども、外から見ますと、どうしても見切り発車的な印象というのは否めないと思うわけですね。私はこの計画に対して別に反対するわけではないのですが、説明責任という点から考えてみますと、見切り発車的な印象がある中で、かつ島根3号プラスこの2つの新規立地ということ、どのように説明するかいうのを事務局から説明していただければ大変有り難く存じます。

【知事の文書】「電源開発基本計画組み入れ」に同意するに際し、知事は多くの懸念を持っていた。それを文書化し「6分野21項目」にまとめ、国に要望したもの。

1. 用地確保 2. 安全確保 3. 防災対策 4. 農漁業への配慮 5. 地域振興 6. その他
用地に関する要請では「県としては、発電所建設に不可欠な用地の取得がなされるまで、事業者である中国電力が、当該用地に係る立地に必要な県への許認可等の諸手続きを進めることは到底容認できないと考えている。」と強い文言が使われている。

この文書を国に提示するにあたり、知事は「今後の対応状況等によっては、当該計画の推進等について、県が有する権限、事務、協力等を留保することもあり得ることを申し添えておきます。」の文言を添えた。しかし、以来、今まで、この文言が役目を果たしたことはない。

*【課題が残ったままでの組み入れ】

【用地問題】

河野長官「上関原子力発電所立地計画を電源開発基本計画に組み入れることについて御同意いただいたと理解してよろしいですか。」副知事「そのように理解していただいて結構ですが、現在、用地取得の問題もありますし、山口県としての要望事項については、誠意と責任ある対応を約束していただきたいと思います。」

8 ページ

この山口県知事の意見書を、山口県の綿屋副知事が、河野資源エネルギー庁長官のところにお持ちになりました。その場で、河野長官から、「上関原子力発電所立地計画を電源開発基本計画に組み入れることについて御同意いただいたと理解してよろしいですか。」と問いましたところ、副知事から「そのように理解していただいて結構ですが、現在、用地取得の問題もありますし、山口県としての要望事項については、誠意と責任ある対応を約束していただきたいと思います。」という旨のことが述べられまして、長官から「重く受けとめ、誠心誠意対応します。」とお答えをされているところでございます。

本分科会に先立ちまして、5月11日に電源開発関係府省協議会を開催しております。関係府省に關係のあります要望事項も山口県の意見書に多々含まれるところでございまして、関係府省からも前向きな回答が得られているところでございまして、政府をあげて誠心誠意対応することとしております。

【用地問題についての虚偽の説明】

9 ページ

【関根委員】 今、詳しく御説明いただきましたけれども、知事から用地取得については課題が残されているというお話がありましたし、新聞報道なんかでも、その点が触れられているようなんですけれども、これらのことに関して、当該計画を基本計画に組み入れるに当たって、事務局としてどう考えられたか、という点を御説明いただければありがたいと思います。

【舟木電力基盤整備課長】 ただいま関根委員から、土地の取得の問題について御質問がございました。御指摘のとおり、山口県知事の意見書にも触れられているところでございます。

土地に関しましては状況を申し上げますと、現在、発電所の建設に必要な土地の中で、取得が済んでいないところがございます。主なところは、八幡宮といいますが、神社の所有している森でございます。これに関しましては、まだ未取得であるというのは、当然、事実でございます。かつ上関町や中国電力から聞きましても、今後一層努力が必要である、と我々も理解をしております。地元の上関町や中国電力から聞きました事情をかいつまんで申し上げますと、10ヘクタールほどの土地が、原子炉の炉心の予定地域の近傍にあるということでございます。そこに関しまして、その神社の氏子さんや、4人の役員の方のうち3人の方は、その土地の処分について前向きの意向であるけれども、役員のお一人である宮司さんが反対をしておられると聞いております。

それで、この処分に賛成をしておられます3人の役員の方や氏さんが、この問題につきまして、神社庁に対して意見の具申書を出しておられるということも聞いております。これは、現在、神社庁において御検討いただいているのではないかとと思いますが、そういった状況にございます。そういった状況の中で、私どもとしましては、一般論として申し上げますと、この電源開発基本計画に組み入れる段階で、用地のすべてが取得されている必要はないと考えております。しかしながら、当然、発電所の本格着工までには、すべての土地が取得されている必要があるわけですから、本格着工までにすべての土地が取得されている必要があるのではないかと考えております。

それで、地元の上関町や中国電力から報告を受けておりますところによりますれば、この土地の問題については着実に前進をしていて、遅くとも本格着工までには解決の目途があるのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、山口県知事の御意見にもありますように、円満に解決をすることが必要であると考えておりますので、今後、事業者に対しまして、土地の問題について円満に解決するように、引き続き、努力をするように指導していきたいと考えております。

この囲みの土地問題審議について、問題にすべき発言を次のページにまとめました。

・用地に未取得部分がある。 ⇒ 《知事意見：6分野 21 項目「用地問題」》

「県としては、発電所建設に不可欠な用地の取得がなされるまで、事業者である中国電力が当該用地に係る立地に必要な県への許認可等の諸手続きを進めることは到底容認できないと考えている。」

・原子炉の炉心の予定地域の近傍にある ⇒ 《炉心そのものが据わる所》

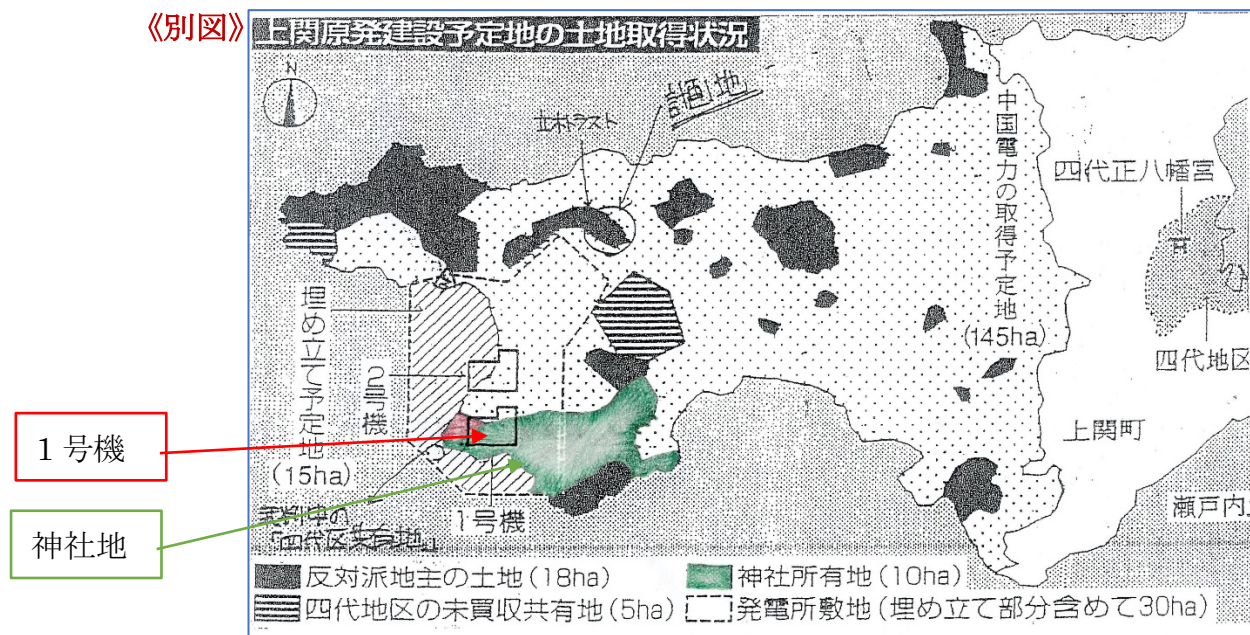
《別図》を参照してください

・この電源開発基本計画に組み入れる段階で用地のすべてが取得されている必要はないと考えております。 ⇒ 《知事意見の「用地問題」の考え方を無視する》

・しかしながら、当然、発電所の本格着工までには、全ての土地が取得されている必要があるわけですから、本格着工までに全ての土地が取得されている目途があることが必要ではないかと考えております。 ⇒ 《中電の用地取得に無理が働くことになる。《目途》だけで組み入れを決定していいものか？《目途》があるとの根拠はあったらどうか？》

・地元の上関町や中国電力から報告を受けておりますところによりますれば、この土地の問題については着実に前進をされていて、遅くとも本格着工までには解決の目途があるのではないかと考えているところでございます。 《神社地問題として、地元住民はこの問題を提訴していた。一方、中国電力は宮司の退職願を偽造して土地取得を画策していた。退職願はニセモノであると裁判所は認めたが、ニセモノを作成した当事者を特定できないとして不問に付した。住民側はこれを「国策裁判」と呼んだ。土地を守るのは自然を崇める神道の務めとして裁判に臨んでいた宮司は、裁判継続の中、裁判所での待機中に倒れ、そのまま入院し帰らぬ人となった。“神社地”が中電の手に渡ったのは2004年のことである。

《別図》



【漁業補償問題】

事業者が対応すべきことが残されている。

「記」のところでございますが、1. 用地の確保等について、用地取得や漁業補償につきまして、事業者が対応すべきことが残されているので、国において事業者に対し円満に解決を図るよう強力な指導を行うこと、という御要望でございます。2. 安全確保等について、

【環境アセスメント問題】

環境影響評価準備書は欠陥書類

4番目の環境保全に関しましても、アセスメントにつきましては、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、環境影響評価準備書を作成しまして、山口県及び環境省をはじめとする関係行政機関にも協議し問題ない旨の回答を得ているところですが、この準備書に示されているような対策をきちんととる、ということでありますとか、温排水の影響等についても事業者を指導徹底すること、といった内容が含まれております。

環境アセスメントを《環境影響評価準備書》を基に行っていることが分かる。

1999年に中国電力から県に提出された《環境影響評価準備書》には、スナメリ調査が無いなど大きな不備があった。そのため県は《参照》のように山口県環境影響評価技術審査会の審査による答申を受け、国に意見書を提出し、中国電力は2000年に追加調査を行った。

それを基に正規の《環境影響評価書》（これも欠陥書類）を作成し、国に提出したが、これが国によって確定されたのは、組み入れが済んで2か月後のことであった。

《参照》



環 境 保 全 第 2 0 6 2 号

平成11年(1999年)11月25日

通 商 産 業 大 臣

深 谷 隆 司 様

山 口 県 知 事

二 井 関



上関原子力発電所（1，2号機）環境影響調査書について（意見）

平成11年4月27日に中国電力株式会社から上関原子力発電所（1，2号機）に係る環境影響調査書が提出されました。

県においては、この調査書の審査に当たり、山口県環境影響評価条例（以下「条例」という。）に基づく学識経験者9名で構成する山口県環境影響評価技術審査会（以下「審査会」という。）において、7回にわたり審査会を開催し、環境影響に係る科学的知見の下に慎重な審議を行い、本環境影響調査書に係る答申を得たところです。